

## 「千葉市の空家等の有効活用及び適正管理の推進等に関する協定」を締結します ～関係7団体と空家等に関するセミナー・相談会の実施や空家等情報提供制度などで連携～

千葉市では、空家等対策を関係団体と連携し推進するため「千葉市の空家等の有効活用及び適正管理の推進等に関する協定」を締結しますので、お知らせします。

### 1 目的・趣旨

空家等に関する問題の発生要因は、不動産、法律、建築など複数の分野が関係しているため、本市と各関係団体が相互に連携・協力し、空家等発生の未然防止、空家等の流通・活用、適正管理等の総合的な対策を推進することで、安全で安心な住みやすい住環境の維持向上に寄与することを目的とし、協定を締結するもの。

### 2 締結日及び締結先

#### (1) 締結日

平成30年10月25日（木）

#### (2) 締結先

< 7 団体（五十音順） >

- ・（公社）全日本不動産協会千葉県本部
- ・（一社）千葉県建築士会
- ・（公社）千葉県建築士事務所協会
- ・（一社）千葉県宅地建物取引業協会千葉支部
- ・ 千葉県弁護士会
- ・（公社）千葉市シルバー人材センター
- ・ 千葉司法書士会

### 3 協定による連携・協力事項

- (1) 空家等及び空室等の有効活用の推進に関する事。
- (2) 空家等の跡地の有効活用の推進に関する事。
- (3) 空家等の適正管理の促進に関する事。
- (4) 空家等及び空室等の対策の推進に向けた所有者等への意識啓発に関する事。
- (5) 空家等及び空室等の不動産取引の推進に関する事。
- (6) 空家等及び空室等の権利関係の整理に関する事。
- (7) 空家等及び空室等に関する相談、専門的な助言、人材育成に関する事。
- (8) 空家等及び空室等の対策に必要な情報の共有及び発信、他の関係団体等との連携・協力に関する事。
- (9) その他、必要な事項。

#### 4 協定に基づく主な取組のスケジュール（予定）

##### 【平成30年度】

- (1) 10月27日 <空家等に関するセミナー・相談会の実施>  
権利関係や不動産関係など、各専門分野の講師より予防を中心とした情報を提供するセミナーと専門家による個別相談会の実施。
- (2) 11月 1日～ <空家等情報提供制度の開始に向けた情報の募集開始>  
空家等・空室の情報とそれを活用したい利用者の情報の募集を開始。
- (3) 各団体で実施する事業の広報等

##### 【来年度以降】

- (4) 空家等情報提供制度の開始  
情報提供制度に登録した物件情報や売買・賃貸条件など、各種情報を提供。
- (5) 空家等対策のモデル事業の募集開始  
空家等、空室及び空家等の跡地について、先進的な利活用方策の提案の募集を開始。
- (6) リーフレットの作成・配布等

#### 5 添付資料

千葉市の空家等の有効活用及び適正管理の推進等に関する協定書